

令和7年度

安全管理者選任時研修 開催案内

公益社団法人 広島県労働基準協会



労働安全衛生法により安全管理者の資格要件は、実務経験に加え厚生労働大臣が定める標記の研修を修了することが義務付けられています。

つきましては、労働安全衛生規則第5条第1号に基づく厚生労働大臣が定める研修として、平成18年2月24日付け基発第0224004号通達に基づく標記の研修を次のとおり開催しますので受講されますようご案内します。

安全管理者の資格(労働安全衛生規則 抜すい)

第5条 法第11条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- 次のいずれかに該当する者で、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの
イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)における理科系統の正規の課程を修めた者(中略)で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
ロ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

2 労働安全コンサルタント

3 前2号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

労働安全衛生規則第5条第3号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者で、同条 第1号の厚生労働大臣が定める研修を修了したものとする。(告示165号 要約)

- 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者(中略)で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 3～5 略
- 6 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者

安全管理者を選任すべき事業場(労働安全衛生法施行令 抜すい)

第3条 法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第1号又は第2号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

(参考1)施行令第2条第1項第1号に掲げる業種：林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

(参考2)施行令第2条第1項第2号に掲げる業種：製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

(詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。)

1 開催日及び会場 (予定)

* 都合により会場や開講時間を変更させていただく場合がございます。

開催地	開催日	会場 (周辺図は受講申込時にお渡しします)
広島市	令和7年 4月 14日 ~ 15日	林業ビル 8階 (広島市中区上八丁堀8-23) ※無料駐車場、駐輪場はありません
	5月 21日 ~ 22日	
	7月 3日 ~ 4日	
	9月 24日 ~ 25日	
	10月 30日 ~ 31日	
	令和8年 2月 2日 ~ 3日	
福山市	令和7年 6月 17日 ~ 18日	(公社)広島県労働基準協会 福山教習所 (福山市瀬戸町山北1-1) ※JR備後赤坂駅より徒歩10分程度 ※福山教習所の駐車場は、日常的に混雑しています ので、出来るだけ公共交通機関でご来場ください。
	10月 6日 ~ 7日	
	12月 22日 ~ 23日	
	令和8年 3月 16日 ~ 17日	

* 講習時間 初日8:50~16:10予定 二日目8:50~12:10予定

2 研修内容及び受講料・テキスト代

* 消費税10%を含めた額の表示です。* テキスト代は改定されることがあります。

研修科目	受講料	テキスト代
安全管理(3.0H)	15,400円 (うち消費税:1,400円)	10/30の回まで
安全教育(1.5H)		1,650円
危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等(3.0H)		(うち消費税:150円)
関係法令(1.5H)		12/22の回~ 1,760円

* テキストは当日お渡しします。

3 対象者

労働安全衛生規則第5条第1号のイ及びロ、第3号に掲げる者

4 修了証

修了者に『安全管理者選任時研修修了証』を即日交付します。

(本修了証は、労働基準監督署への安全管理者選任報告書の提出の際に、写しを添付しなければなりません。)

- (1)原則として受講料の返却はいたしませんので欠席しないようにしてください。
- (2)開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できません。
- (3)定員になり次第締め切らせていただきますので、**お早め**にお申し込みください。
- (4)自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。

6 申込方法

お申し込みは次の広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26

安全管理者選任時研修 受講申込書

【支払・申込方法】 いずれの方法で申込まれるかお選びのうえ左側の□欄に○印を記入してください。

☐ 振込 振込先銀行に○印 広島銀行 ・ もみじ銀行 ____月 ____日に振込	⇒ 受講料等を振込後、申込書と振込受領書等のコピーを申込支部へFAX又は郵送してください。(振込先は次のいずれかをお選びください。) ● 振込先 ： 広島銀行 八丁堀支店 (普)0352021 もみじ銀行 広島中央支店 (普)0121260 ● 口座名義： シャ)ヒロシマケンロウトウキジュンキョウカイ ※ 振込手数料は振込人にてご負担ください。 ～振込の控え(振込受領書等)の提出をお願いします。～
☐ 窓口へ持参	⇒ 受講料等と申込書を 受講日より前に 申込支部へご持参ください。

適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

事業場名					連絡先TEL	
					連絡先FAX	
担 当 者					申込担当者 e-mail	
事業場所在地	〒		－		受講料 (消費税10%含む)	名分 円
					テキスト代 (消費税10%含む)	冊分 円
					合 計 (消費税10%含む)	円

●表面の開催日及び会場をもとに受講希望日、開催地(＊＊市)、氏名等を正確にご記入ください。

● 本人確認書類のコピーを添付してください。（以下のいずれか）

○自動車運転免許証(表裏) ○健康保険被保険者証(表裏) ○労働安全衛生法等に基づく免許証又は
○個人番号カード(表面のみ) ○住民票 又は 住民票記載事項証明書 技能講習修了証(表裏)
○外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書のいずれかひとつ

受講希望日 令和 年 月 日 開催地 市

番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日生
※	氏 名		現住所	〒			
番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日生
※	氏 名		現住所	〒			

* 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、本申込書の氏名欄に旧姓又は通称を使用した氏名を括弧書きでご記入いただき、旧姓又は通称を併記した住民票等を添付してお申込みください。